

公益財団法人東京 YWCA 留学生支援及び留学生助成支援事業
「留学生の母親」委員会運営規程 細則

第 1 章 「留学生の母親」委員会

第 1 条 (目的)

この細則は、公益財団法人東京 YWCA 「留学生の母親」委員会運営規程第 9 条第 5 項に基づき、「留学生の母親」委員会（以下、「母親委員会」という。）における次期委員長、副委員長、委員、小委員候補者のリスト作成に関し必要なことがらを定めることを目的とする。

第 2 条 (次期母親委員会に必要な人数の決定)

母親委員会は、次期母親委員会の構成について、委員長、副委員長を含む各委員の次期継続の意思を 11 月までに確認する。

2 母親委員会は、11 月の母親委員会を開催し、次期母親委員会に必要な委員数を決定する。

第 3 条 (次期母親委員の委員長、副委員長、委員の募集の方法)

母親委員会は、次期母親委員の委員長、副委員長、委員を次のように募集する。

2 次期委員長候補は、「留学生の母親」運動に登録している会員（以下、「メンバー」という。）全体に推薦及び立候補の呼びかけを行う。

3 次期副委員長候補は、次期委員長候補が決まった後で、次期委員長候補の指名によって決めることとしメンバーへの募集はしない。

4 次期母親委員候補は、母親委員の推薦によって選出するものとする。

第 4 条 (次期委員長候補の募集)

母親委員会は、次期委員長候補を推薦及び立候補に係る用紙をメンバーに配布またはメール等も使うなどして募集する。

2 募集にあたり、委員長の資格は、メンバーとして 2 年以上、かつ母親委員会の委員経験が 1 年以上ある者とし、推薦人の有無は問わない。

3 推薦及び立候補の用紙受付期間は、10 月下旬までとする。

4 推薦状況は、非公開とする。

第 5 条 (次期委員長候補の推薦及び立候補の中間結果確認)

母親委員会は、年内中に母親委員会を開催し、次期委員長候補の推薦及び立候補の中間結果を確認する。

2 母親委員会は、推薦された人への交渉を連絡会に付託する。

3 次期委員長候補の推薦及び立候補の中間結果は、非公開とする。

第6条（次期委員長候補の立候補及び推薦が得られなかった場合の措置）

母親委員会は、次期委員長の立候補者がなく、また、推薦された人の辞退により、次期委員長候補者を得られる見込みが立たなくなったとき、連絡会に対し、候補者が得られるまで追加推薦をメンバーに行う権限を付与するものとする。

第7条（次期委員長候補の理事会への推薦）

母親委員会は、1月に母親委員会を開催し、次期委員長候補として立候補した人及び、連絡会の交渉によって次期委員長候補を受託した人の中から1人を選挙によって指名し、次期委員長候補として3月の定時理事会に推薦するものとする。

第8条（次期副委員長候補の理事会への推薦）

母親委員会は、前条の次期委員長候補に次期副委員長の指名を依頼する。

2 次期副委員長候補は、3月の定時理事会までに母親委員会で承認し、理事会に推薦するものとする。

第9条（次期委員候補の募集）

母親委員会は、母親委員に対し、次期母親委員候補の推薦を依頼する。

2 委員候補は、メンバーとして1年以上の経験を有する者とする。

第10条（次期委員候補の中間結果確認）

母親委員会は、1月の母親委員会で、各委員から、次期委員候補の中間結果の報告を受けるものとする。

2 母親委員会は、前項の報告を受けて、次期母親委員会の定員及び構成バランス等により、さらに次期委員の候補を募る必要が生じた場合、母親委員会で候補者を推薦し、連絡会が1月末までに交渉するものとする。

3 前項の候補者が辞退し、次期母親委員会の定数が満たされない場合、連絡会は母親委員会にさらに推薦を募り、定数を満たすまで交渉できるものとする。

第11条（次期母親委員候補の理事会への推薦）

母親委員会は、3月の定時理事会までに次期母親委員候補を承認し、理事会に推薦するものとする。

第2章 小委員会

第12条（次期小委員会の構成の把握と次期小委員会に必要な人数の決定）

小委員会は、次期小委員会の構成について、各小委員の次期継続の意思の確認を遅くとも 11 月の母親委員会までに行う。

2 小委員会は、11 月母親委員会に次期小委員会の構成バランスを考慮した次期小委員会に必要な小委員の数を報告する。

第 13 条（次期小委員の推薦）

次期小委員の候補は、母親委員会の委員が、母親運動メンバーに呼びかけ、候補を探し、年内に母親委員会を開催し推薦するものとする。

2 次期小委員候補は、メンバーとして 1 年以上、かつ、留学生との組み合わせ経験がある者とする。

第 14 条（次期小委員候補への交渉）

母親委員会は、11 月母親委員会で、次期小委員の候補者を確認し、交渉を開始する。

2 候補者が辞退した場合、候補者が得られるまで追加推薦を母親委員会で行う。

第 15 条（次期小委員候補の理事会への推薦）

母親委員会は、2 月までに母親委員会において次期小委員候補者を承認し、3 月の定時理事会までに推薦するものとする。

第 16 条（規程の改廃）

この細則は、母親委員会の議を経て平和と人権事業部会の承認を受け、変更するものとする。

付則 この細則は、2025 年 4 月 1 日より施行する。